

令和 2年 8月 4日  
岡山県剣道連盟杖道部

## 「杖道段級位審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」制定 について

一般財団法人 岡山県剣道連盟は、令和2年7月12日付で「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」を制定しました。岡山県剣道連盟杖道部（以下、「杖道部」）は、杖道審査会の実施にあたり、日ごろの修練を奨励する趣旨から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの方々に安心して受審していただけるようにすることが、たいへん重要であると考えています。

このため、次のとおり「杖道審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」（以下、「杖道審査ガイドライン」）を制定しました。受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者（以下、「関係者」）は、この「杖道審査ガイドライン」並びに6月4日付「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守して、安全な審査会の実施に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 杖道審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン

はじめに

- (1) 岡山県剣道連盟（以下、「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、杖道部及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。  
主催者は、審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この「杖道審査ガイドライン」の内容を徹底する。
- (2) 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付時の密集、密接を避けるために受付時間を十分に取り、トイレ・休憩室の密集、密接を避けるために休憩時間を長くするなど、全体として時間に余裕を持った計画を立てる。
- (3) 主催者は、受審者並びに関係者以外（例えば、付き添いや見学者）は入場できないことを、あらかじめ周知徹底する。
- (4) 受審者並びに関係者は、本「杖道審査ガイドライン」を遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

## 1 審査会実施に向けて

- (1) 「事前申込制度」を導入する。  
審査会当日までに、各道場から提出された「段級審査申込書」により、「受審者の人数、年齢、性別、資格等」を確認し、当日の受付場所での密集、密接を避ける。
- (2) 施設の入場口・受付・審査会場・駐車場は広いスペースを確保する。
- (3) 消毒剤（手指・物）、非接触型体温計、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋等、感染防止品を準備する。
- (4) 手洗い、うがいのできる場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に消毒剤を配置する。

## 2 審査員・係員

- (1) 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、家庭用マスク及びフェイスシールドを着用する。
- (2) 当日、検温後「体調確認票」（別紙関係者用）に記載し、審査委員長に提出する。
- (3) 受付係員等は、ゴム手袋を着用する。
- (4) こまめに手洗い・うがい・手指消毒を行う。
- (5) フィジカル・ディスタンス（人と人との距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにし、不要な会話を避ける。
- (6) 審査委員長は、審査前の説明を簡潔に行う。

## 3 当日受付

- (1) 受審者の整理誘導を行い、入場は原則受審者のみとする。
- (2) 受付は、フィジカル・ディスタンス（人と人との距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を保って整列し、不要な会話を避ける。
- (3) 受付では、手指消毒を徹底させる。
- (4) 受審者の「体調確認票」（別紙受審者用）を提出させ、内容を確認する。
- (5) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、受審させない。
- (6) 「体調確認票」を持参しなかった受審者には、その場で非接触型体温計等により、体温測定を行い、「体調確認票」に必要事項を記入させ、提出させる。
- (7) 対面する場合は、受付係員はアクリル板・透明シート・フェイスシールド等の着用などにより飛沫を遮断する。
- (8) 受付場所が密集、密接にならないよう入場制限を行う。

## 4 施設内

- (1) 審査会場
  - 多くの人が触れる用具、箇所（ドアノブ等）を定期的に消毒する。

- 送風機等を利用して常に換気を適切に行う。
- 審査会場の余地を十分設ける。(受審者同士の密集、密接を避ける)
- 合格発表の際は、密集、密接にならない方法で行う。

(2) 洗面所 (トイレ)

- トイレ出入口に消毒剤を用意する。
- 手洗い場には石鹼 (ポンプ式) を用意する。
- ペーパータオルを用意する。(乾燥装置は使用させない)

(3) 待機スペース (フロアー内)

- 広さにはゆとりを持たせ、3密を避ける。  
(難しい場合は、入場制限する等の措置を講ずる)
- 送風機を利用して換気を適切に行う。

(4) 役員・審査員控室

- 飲食物を扱う場合は、手洗い、手指消毒を行う。
- 役員・審査員控室での湯茶接待は簡素化する。

(5) 観覧席

- 受審者以外 (保護者等) の入場は認めない。
- 観覧席がある場合、受審者の休憩場所にあてる。
- 受審者同士が密集、密接にならないようにする。  
(必要に応じて、観覧席の席数を減らすなどの対応をする)

(6) ゴミの廃棄

- ゴミを回収する場合は、マスク・コム手袋を着用する。  
(回収時は、ビニール袋に入れて密閉する)
- マスクや手袋を外した後は、必ず石鹼や流水で手洗い、手指消毒をする。

## 5 受審者

- (1) 受審者は、受付時に持参した「体調確認票」を提出する。
- (2) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、受審できない。
- (3) 受付終了者は、各自移動して待機する。(密集にならないように間隔を取る)
- (4) 呼出位置に集合し、受審番号を決定する。
- (5) マスクの着用について
  - ・ 審査会場への往復途上・受付・実技審査待機中・筆記試験⇒ 家庭用マスクを着用する。
  - ・ 実技審査⇒ 面マスク等を着用する。
- (6) 審査前の説明を行う。
- (7) 会場入口に消毒剤を設置し、受審者に手指の消毒を徹底させる。
- (8) 会場内には、受審者・係員以外の入場を禁止する。(保護者は送迎・受付のみ)

- (9) フィジカル・ディスタンス（人と人との距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにさせる。
- (10) 上下足の区別を徹底させる。（素足のまま屋外に出ない）
- (11) 合格発表は、密集、密接になることを回避する。
- (12) その他、下記について厳守する。
  - 着替えは原則としてあらかじめ自宅等で行う。
  - こまめな手洗い・うがい・手指の消毒をする。
  - 会場内での会話は控えめにする。
  - すべての待機者は必要なく移動しない。
  - 各自でこまめに水分補給する。
  - 飲食は指定場所で行う。
  - 体調が悪くなった場合は、遠慮なく係員に申し出る。
  - ゴミの放置や忘れ物をしないようにする。
  - 係員の指示に従い、円滑な審査運営に協力する。
  - トイレはふたを閉めてから流す。（審査委員長説明）

## 6 その他

- (1) 「体調確認票」は、岡剣連にて約1か月間保管する。（個人情報のため取扱に注意）
- (2) 審査会終了後約2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、岡剣連に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告する。
- (3) 「段級審査申込書」及び「体調確認票」の様式は杖道用を使用し、岡剣連ホームページの記入例を参考にして記入する。